

身体疾患合併症対応協力病院について

令和 5 年 3 月
千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
精神通報対応班

身体疾患合併症対応協力病院について

精神科救急医療については、国の「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」を基にした本県における医療施設の確保のための「千葉県精神科救急医療システム実施要綱」を定めている。

精神科救急医療における身体疾患合併症の対応については、本要綱第 8 条の 2 に「身体合併症対応協力病院」を定めており、この運営について「身体疾患合併症対応協力病院運営要領」を定め、【身体合併症対応協力病院】を整備している。

また、令和 3 年 3 月には、国が設置した「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書が各自治体に示され、医療、障害福祉、介護等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築にも身体合併症救急医療の確保が必要とされた。

【本県の状況】 ※詳細は別紙参照

「身体疾患合併症対応協力病院」

- I 群：救命救急センターを有する病院又は二次救急医療機関で、精神科病棟での身体合併症治療が可能な医療機関（令和 5 年 3 月現在 5 機関が登録している。）
- II 群：常勤精神科医がおり、リエゾンによる一般病棟での身体合併症治療が可能な医療機関

《経過等》

- ・ 身体疾患を合併する精神疾患患者への対応について、精神科救急医療システムの調整会議や同会議作業部会等でも検討を重ねてきた。
- ・ 身体疾患合併症に対応する協力病院及び千葉県精神科救急医療システムの実施要綱における「身体疾患合併症対応協力病院」の枠組みで整理している。
- ・ 平成 28 年 10 月 1 日に本制度を開始した。

千葉県身体合併症対応協力病院について

1. 登録している身体合併症協力病院

I 群

国立国際医療研究センター国府台病院（市川市） 成田赤十字病院（成田市）
 総合病院国保旭中央病院（旭市） 亀田総合病院（鴨川市）
 袖ヶ浦さつき台病院（袖ヶ浦市）

II 群

令和5年3月時点ではありません。

2. 登録までの流れ

- ・ 医療機関管理者に受託可否の協議
- ・ 「受諾書（様式第1号）」及び「身体疾患合併症対応協力病院登録票（様式1号の2）」を提出
- ・ 千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議で検討する。
- ・ 障害者福祉推進課から登録の通知を送付し、協力病院としての登録が終了する。
- ・ 登録の期間は原則3年 更新はその都度確認する。

3. 登録後の役割等

- ・ 登録内容（登録票）を提出いただき、その情報を精神科救急情報センターに情報提供
 ※ 登録された内容（登録票）に変更があれば、随時「身体疾患合併症対応協力病院登録票記載事項変更届（様式第3号）」をFAX等で障害者福祉推進課宛て送っていただく。
- ・ 救命救急センターや二次救急医療から対応医療機関紹介の依頼があった場合は、精神科救急情報センターにおいて状況を確認後、登録病院に打診するので受入等について検討いただく。

【補足】

- ・ 精神科救急情報センターに依頼が入った事案のうち、身体合併症を併発している患者で、身体的な重症度が切迫している場合は、至近の救命救急センター等の一般救急の受診を優先させる。
- ・ 本登録は、身体合併症患者への対応の依頼があった際に、対応可能な科や窓口を明確にすること、精神科と他科の連携や協議をしやすくなること、身体合併症を有する精神科救急患者への治療がより適切に行われること、を目的としている。

